

# スタートアップ創出集中支援プログラム仕様書

## 1. 委託業務名

スタートアップ創出集中支援プログラム

## 2. 業務の目的

本業務は、東北の有望な起業志望者またはプレリード期のスタートアップを対象に、起業前後のあらゆる障壁に対して多方面からの伴走支援を実施することで本プログラム終了までの事業化を支援することを目的とする。

## 3. 業務の内容

### (1) スタートアップ創出集中支援プログラムの運営

#### ① 支援対象者の発掘及び選考

本市のアントレプレナーシップ醸成事業の卒業生や、東北で起業を考えている若手人材の中から支援の必要度に基づき、本市と協議の上で対象者を5者（チーム）程度選抜する。

#### ② 個別支援プログラムの実施

採択者それぞれに対して支援チームを組成し、適切なハンズオン支援を実施する。

実施にあたってはオンラインでの支援も可とするが、月に一度は対面での支援を行うこと。

委託者が想定する支援内容は以下のとおりであるが、採択者の事業概要によって柔軟に対応する。

- ・ビジネスアイデアの壁打ち
- ・起業に際して発生する定款作成・会社登記手続き・HP作成等の支援
- ・POCの実施
- ・資金獲得を目指した活動支援
- ・事業の推進に有益な支援先につなげる活動
- ・販路開拓支援

### (2) コミュニティ形成イベントの開催

本プログラム期間中に、採択者が一堂に会したビジネスプランの公開メンタリングを仙台市内で開催し、採択者同士のコミュニティ形成を促すこと。仙台市内での実施にあたっては、委託者の実施する他の事業と連携しイベントを開催すること（企画、登壇者の確保、広報・集客、当日の運営、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を含む）。

なお、仙台市内での本イベントにかかる会場手配にかかる経費は提案に含めなくて良い。

実施時期：（仙台）令和6年度中4回程度を想定（うち1回は初回キックオフ時）

実施内容：東北・全国で活躍する起業家や支援者等による公開メンタリング、採択者によるプレゼンテーション、交流会等

実施場所：委託者が指定する場所

### (3) 成果発表会の開催

プログラム終了後、採択者の成果発表会を開催し、さらなる支援先の開拓と他地域への展開に向けたマッチングの機会を創出すること。

成果発表会の開催にあたっての企画、登壇者の確保、広報、カメラマンの手配、集客、会場設営（音響・照明等含む）、当日の運営・配信、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を行うこと。会場手配にかかる経費は提案に含めなくてよい。

- ・実施時期：令和7年2～3月頃
- ・実施場所：委託者が指定する場所（仙台市内を予定）
- ・実施内容：採択者によるプレゼンテーション、交流会等

### (4) 実施拠点の確保

本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、首都圏等に拠点を設けることも差し支えない。

### (5) 情報発信・広報

本プログラム全般の取り組みにかかる広報業務については、委託者と協議の上、広報戦略を策定し、実施すること。また、情報発信にあたっては、発信内容に関して事前に委託者と協議すること。

### (6) アンケート等の実施

本プログラム参加者に対し、アンケートなどを実施し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

### (7) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(6)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書を作成して納品すること（ワードもしくはエクセルファイル及びA4縦の紙媒体、写真・映像データ等）。

### (8) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 将来的な自走化に向けた地域の支援機関や首都圏等の企業、自治体、大学等との連携体制の強化に取り組むこと。

#### 4. 委託料

委託料の上限額は 15,500,000 円（消費税及び地方消費税含む。）。

#### 5. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

#### 6. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。